

親子関係の存否を前提問題として審理判断することができる場合

Cases in which the non-existence of a legal parent-child relationship can be judged as a premise.

(神奈川県弁護士会家族法研究会)

中村真由美

第1 はじめに

民法上、親子関係が存在することを前提として、親子間の扶養義務（婚姻費用の分担や養育費）、子の監護（子の監護者指定や面会交流）、相続などの法律関係が発生することが規定されている。婚姻費用分担請求事件や養育費請求事件等の法律関係の実現を求める手続において、前提問題として、親子関係の存否が問題となることがある。このような場合に、親子関係の存否を別手続で先に決しなければならぬか、別手続によることなく当該手続内で前提問題として審理判断することができるかについて、最高裁令和5年5月17日判決（判タ1513号87頁(2023)）（以下「最判令和5年」ということがある。）を踏まえて整理したい。

本稿では、まず、最判令和5年について、事案の概要と各審級における判断を紹介する。

次に、親子関係（母子関係、父子関係）が成立するのがどのような場合かについての法の規定を確認し、嫡出子か否かといった親子関係の類型ごとに親子関係の存否を決する手続について整理する。

その上で、法律関係の実現を求める手続に際して、親子関係の存否を別手続で先に決しなければならないか、当該法的手続の中で前提問題として審理判断することができるかについて検討する。

第2 最高裁令和5年5月17日判決

1 事案の概要

(1) Xの妊娠判明後、XとYは婚姻の届出

をし、Xは子Zを出産した。Xは、Zについて、Yを父、Xを母とする出生届出をした。

(2) 約5年後、XYは離婚を前提とする別居を開始した。別居後は、XがZを監護養育している。

(3) 別居後、Yは、ZがXの以前の交際相手の子である可能性を認識した。

Yは、Xに対し、夫婦関係調整（離婚）調停及びYとZの親子関係不存確認を求める調停を申し立てた。親子関係不存確認調停において実施されたDNA鑑定により、YZ間に血縁上の親子関係が存在しないとの結果が示された。親子関係不存確認調停は不成立により終了した。

(4) XがYに対し、婚姻費用分担金の支払いを求め婚姻費用分担調停を申し立てたが、不成立となって終了し、審判に移行した（本件）。

2 争点

Zに対するYの生活保持義務の有無。すなわち、婚姻費用分担の審判手続の中で、婚姻費用に子の監護に要する費用が含まれるか否かの前提問題として、YとZとの間の親子関係の存否を審理判断し、生活保持義務の有無を判断することができるか。

3 争点に係る最高裁の判断

婚姻費用分担審判の手続において、夫婦が分担すべき婚姻費用に子（本件は推定を受けない嫡出子）の監護費用が含まれるか否かを判断する前提として、夫の推定を受けない嫡出子に対する父子関係の存否、及び父子関係に基づく扶養義務の存否を審理判断することができる。

4 下級審の判断

(1) 第一審 大阪家裁岸和田支部令和4年3月23日審判(判例秘書登載)

親子関係の不存在について審理判断することができるかどうかについては特段の判示はなく、YはZに対する生活保持義務を負わないとした。

なお、XのYに対する婚姻費用分担請求について、主としてXの責に帰すべき事由によりXとYの婚姻生活の破綻若しくは悪化又は別居の継続に至ったものであって信義則に違反するとして、Xの請求を却下した。

(2) 控訴審 大阪高裁令和4年7月14日決定(判例秘書登載)

Yは、DNA鑑定によって血縁上の父子関係は否定されているものの、戸籍上Zの父親として記載され、5年以上Zの監護に当たってきており、法律上の父子関係は訴訟において最終的に判断されるべきものである。そうすると、YとZとの親子関係不存在確認の判決が確定するまでは、YはZに対する扶養の義務を免れないとし、子Zの生活費(養育費)の分担を認めた。

なお、Xの生活費については、Yとの離婚紛争を自ら惹起しながら解決に応じない一方で、未だYと離婚に至っていないことを利用して婚姻費用の分担を求めるものであって、その趣旨に合致せず信義則に反し又は権利濫用に当たり、制限されると判示した。

第3 親子関係の成立と親子関係を否定する手続

1 母子関係の成立

母子関係は分娩の事実によって発生する(最判昭和37年4月27日民集16巻7号1247頁)。

生殖補助医療によって代理懐胎¹により懐胎、出産された子についても、分娩した者との間に母子関係が成立し、卵子提供者(血縁上の母)との母子関係は認められない(大阪高決平成17年5月20日判時1919号107頁、最判平成19年3月23日家月59巻7号105

頁参照)。

2 母子関係を否定する手続

戸籍上母子関係にある母と子との親子関係を否定するためには、親子関係不存在確認の訴え(人事訴訟法2条2号)による。

母子関係は分娩の事実によって成立するため、母子関係を否定するためには、分娩がなかったことを明らかにすることになる。DNA鑑定等により血縁上の母でないことが明らかになったとしても、母子関係を否定する理由とはならないと考えられる。

3 父子関係の成立

(1) 推定される嫡出子

① 婚姻成立の日から200日を経過した後、又は婚姻解消若しくは取消の日から300日以内に出生した子は、母が婚姻中に懐胎したものと推定される(772条2項)。

② 婚姻中に懐胎した子は、母の夫の嫡出子と推定される(772条1項)。

この二重の推定により、婚姻200日後から婚姻解消等300日以内に出生した子は、母の夫の子と推定される(推定される嫡出子)。

令和4年12月10日、民法の嫡出推定制度の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律(令和4年法律第102号。以下「改正後の嫡出推定制度」という。)が成立し、令和6年4月1日から施行される。改正後は、婚姻の解消等の日から300日以内に子が生まれた場合であっても、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定することになる²。

(2) 推定されない嫡出子

嫡出の推定がされない嫡出子は、前項①に該当しない場合、すなわち、多くは父母の婚姻成立の日から200日を経過する以前に子が出生し、母の夫を父とする嫡出子として出生届がされた場合である。

推定されない嫡出子は、戸籍実務上、出生と同時に嫡出子としての身分を有する者として扱われる。

(3) 推定の及ばない子(表見嫡出子)

上記(1)①に該当するが、同②の推定が

及ばない子、すなわち、婚姻成立の日から 200 日を経過した後、又は婚姻解消若しくは取消の日から 300 日以内に出生した子であるが、母がその夫により懐胎したものではないとして推定が排除される場合である。

この点、判例はいわゆる外観説に立ち（最判平成 26 年 7 月 17 日民集 68 卷 6 号 545 頁、最判平成 12 年 3 月 14 日家月 52 卷 9 号 85 頁）、母が子を懐胎したと推定される期間を通じて、夫が海外などの遠隔地にいる、在監中、実質的な離婚状態にあるなど外観上明らかに夫による懐胎ではない場合にのみ嫡出の推定が排除されるとする。

外観説に立つ判例の立場では、母の夫と子との間に血縁上の父子関係が認められないことが DNA 鑑定等の科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻（母）がすでに離婚して別居し、子が母と血縁上の父の下で監護養育されているといった事情があっても、嫡出の推定が排除されることはない（最判平成 26 年 7 月 17 日（平成 25 年（受）第 233 号）裁判集（民）247 号 79 頁）。

外観説に対しては、学説からの批判も大きい、この点について本稿では立ち入らない。

（4）他人夫婦の嫡出子として戸籍に記載されている子

いわゆる藁の上からの養子として、他人夫婦の嫡出子として戸籍に記載されている場合には、戸籍上の母による分娩の事実がなく、母子関係が否定される。戸籍上の父との関係でも、母の夫としての嫡出の推定がされない。

判例は、藁の上からの養子について、血縁上の親子関係がないことから、戸籍上の父と子との間に法律上の親子関係は成立しないとす（最判昭和 39 年 3 月 6 日民集 18 卷 3 号 446 頁）。

また、判例は、戸籍上の父母による出生届に養子縁組の届出の効果があることを否定する（最判昭和 25 年 12 月 28 日民集 4 卷 13 号 701 頁、最判昭和 49 年 12 月 23 日民集 28 卷 10 号 2098 頁、最判昭和 50 年 4 月 8 日民集 29 卷 4 号 401 頁）。

（5）認知された子

嫡出でない子は、父による認知（民法 779 条）等により、出生時から法律上の親子関係が生じる（民法 784 条）。

4 父子関係を否定する手続

（1）推定される嫡出子

推定される嫡出子について、父子関係を否定するためには、嫡出否認の訴え（民法 774 条・775 条・人事訴訟法 2 条 2 号）によらなければならない。

嫡出否認の訴えは形成の訴えであり、嫡出否認の判決が確定することによってはじめて嫡出推定が覆滅する。その効果は子の出生時に遡り、対世効を生じる（人事訴訟法 24 条 1 項）。嫡出否認の判決確定以前の段階では、何人も父子関係の存在を否定することができない³。

親子関係不存在確認の訴えは不適法として却下される（最判平成 26 年 7 月 17 日民集 68 卷 6 号 545 頁）。

嫡出否認の訴えは、父が、子の出生を知った時から 1 年以内に提起しなければならない（民法 775 条・777 条）。

なお、改正後の嫡出推定制度では、夫（子の母の夫）のみに認められていた嫡出否認権を子及び母にも認める。また、改正後の嫡出推定制度では、母が妊娠中に 2 回以上の婚姻をして嫡出の推定が重複するときには最後（子の出生の直近）の夫の子と推定されることとなる。再婚後の最後の夫の子と推定される子については、母の前夫にも否認権を認めることとなった。嫡出否認の訴えの出訴期間は、父が提起する場合は父が子の出生を知った時から、子又は母が提起する場合は子の出生の時から、母の前夫が提起する場合は前夫が子の出生を知った時から、それぞれ 3 年に伸長された。

（2）推定されない嫡出子

推定されない嫡出子は、戸籍上は嫡出子であるが、民法 772 条の嫡出推定を受けないので、親子関係不存在確認の訴え（人事訴訟法 2 条 2 号）によって父子関係を否定する（大

判昭和 15 年 9 月 20 日民集 19 卷 18 号 1596 頁)。

親子関係不存在確認の訴えの訴訟物は法律上の親子関係の不存在であり、父と子との血縁上の親子関係の不存在が認められなければならない⁴。

親子関係不存在確認の訴えは、身分法秩序の根幹を成す基本的親族関係の存否につき関係者間に紛争がある場合に、対世的効力を有する判決をもって画一的確定を図り、ひいてはこれにより身分関係を公証する戸籍の記載の正確性を確保する機能をも有するものであるとされる(最判平成 9 年 3 月 11 日家月 49 卷 10 号 55 頁、最判平成 18 年 7 月 7 日民集 60 卷 6 号 2307 頁)。

(3) 推定の及ばない子(表見嫡出子)

推定の及ばない子も、民法 772 条の嫡出推定を受けないので、親子関係不存在確認の訴え(人事訴訟法 2 条 2 号)によって父子関係を否定する(最判平成 10 年 8 月 31 日裁判集(民) 189 号 497 頁)。

(4) 他人夫婦の嫡出子として戸籍に記載された子

いわゆる藁の上からの養子についての親子関係は、親子関係不存在確認の訴え(人事訴訟法 2 条 2 号)により否定される。

藁の上からの養子について、父子関係に着目すると、母子関係が否定されることにより嫡出の推定を受けない。藁の上からの養子は血縁上の父子関係がないことが通常であるから、父子関係は親子関係不存在の訴えにより否定される。

なお、戸籍上の母との母子関係が否定されたが、戸籍上の父と子との間には血縁上の父子関係がある場合(これは、いわゆる藁の上からの養子ではなく、父が婚姻外の母との間の嫡出でない子を妻との間の嫡出子として届け出た場合である)には、父による出生届に認知の効力があるため、父子関係は否定されない。

すなわち、判例は、血縁上の父子関係がある嫡出でない子につき、父から、これを嫡出

子とする出生届がされ、又は嫡出でない子としての出生届がされた場合において、これらの出生届が戸籍事務管掌者によって受理されたときは、当該出生届は認知届としての効力を有するものと解する(最判昭和 53 年 2 月 24 日民集 32 卷 1 号 110 頁)。また、戸籍実務上、父が婚外子を嫡出子として出生届出した場合も、この虚偽の嫡出子出生届に父の認知の効力を認める(昭和 40 年 1 月 7 日民事甲 4016 号通達)⁵。同最判昭和 53 年は、その理由として、認知届は、父が、戸籍事務管掌者に対し、嫡出子でない子につき自己の子であることを承認し、その旨を申告する意思の表示であるところ、出生届にも、父が、戸籍事務管掌者に対し、子の出生を申告することのほかに、出生した子が自己の子であることを父として承認し、その旨申告する意思の表示が含まれているからであるとする。

(5) 認知された子

ア 認知取消の訴えについて

父が子を認知した場合、認知した者は認知を取り消すことはできない(民法 785 条)。

この「取消」について、瑕疵なく認知した場合に事後的にこれを否定する撤回のみを意味するか、撤回に加えて詐欺・強迫等のために認知に瑕疵がある場合の取消を含むかについて学説の対立があるが、後者が通説である⁶。

血縁上の父子関係がある場合には、認知した者が認知を否定することはできない。血縁上の父子関係がない場合については、後述イの認知無効の訴えをすることができる。

なお、認知の取消しの訴え(人事訴訟法 2 条 2 号)は、承諾権者の承諾(民法 782 条・783 条)を欠く認知届が受理された場合に、承諾権者が取り消しを求めるための手続きと解されている。

イ 認知無効の訴えについて

子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができ(民法 786 条)、血縁上の父子関係がないことを明らかにして、認知無効の訴え(人事訴訟法 2 条 2 号)をす

ることができる。

認知無効の訴えを提起することができる利害関係人には、認知者の妻（最判昭和28年6月26日民集7巻6号787頁、最判昭和53年4月14日）、認知者の子（大判昭和9年7月11日民集13巻17号1361頁）、認知者自身（最判平成26年1月14日民集68巻1号1頁）が含まれる。同最判平成26年は、血縁上の父子関係がない認知者が、このことを知りながら認知した場合であっても、血縁上の父子関係がないにもかかわらずされた認知は無効であり、利害関係人による無効の主張が認められる以上、認知を受けた子の保護の観点からみても、あえて認知者自身による無効の主張を一律に制限すべき理由に乏しいとした。

認知無効の訴えの法的性質については、身分関係の画一的確定の要請等から、訴訟ないし家事審判による認知無効の裁判が確定することを要する形成の訴えであるとする形成無効説と、真実に反する認知は当然無効であるとする当然無効説の対立があり、裁判例も判断が分かれる⁷。

前掲東京地判平成30年7月24日は、「認知無効の訴え以外の訴訟において認知の効力が争われている場合において、血縁上の父子関係がないにもかかわらずされた認知の効力を否定するのに必ず認知無効の訴えを経なければならないとする理由はなく、また、国籍法3条1項等による国籍取得の届出を受けた法務大臣においてそのような認知の無効を主張することが制限されるべき理由もない」として、国を被告とする国籍存在確認訴訟において、親子関係の有無を前提問題として審理判断できるとした。控訴審（東京高判平成31年4月17日（判例秘書登載））もこの判断を支持している。

第4 親子関係を前提として確定させるべき法的問題について

1 婚姻費用、養育費等

(1) 父母とその直系卑属である子の間には生活保持義務（民法877条1項）が、親族間には生活扶助義務がある（民法730条・877条2項参照）。また、父母が離婚する場合には、子の監護費用について父母が分担する（民法766条）。

夫婦間の生活費、父母と子の間の生活費の支払いについては、婚姻費用の分担または養育費の支払として請求される。

親子関係が否定されることにより、親子関係に基づく扶養義務が発生しないこととなる。

(2) なお、一般論としては、親子関係が否定されたとしても、婚姻共同生活に関する個別事情に基づき、子の監護費用を負担すべき場合があり得る（東京家審昭和35年1月18日家月12巻5号153頁参照）。

また、逆に、推定される嫡出子について嫡出否認の期間を経過した場合のように法律上の親子関係が否定されないとしても、信義則上、婚姻費用や養育費を請求することが許されない場合もある（最判平成23年3月18日裁判集（民）236号213頁）。また、この場合に、過去に受け取った婚姻費用等が不当利得となるかどうかについて、これを否定する裁判例（東京高判平成21年12月21日判時2100号43頁）がある。

改正後の嫡出推定制度では、嫡出否認がされた場合に、子は、父であった者に対し、支出済みの監護費用の償還義務を負わない（改正後民法778条の3）。

2 親権の行使、子の監護

父母は、未成年の子に対し親権を行使する（民法818条）。

親権者は、子を監護し教育する権利を有し、義務を負う（民法820条）。居所の指定（民法821条）、職業の許可（民法823条）、財産の管理（民法824条）、代理権の行使（民法833条）をする。

親子関係が否定されれば、親子関係のない者が子に対して親権を行うことはなく、親権者として監護権を行使することもない。

3 相続

(1) 被相続人の子、その代襲者（民法 887 条 1 項・2 項）、直系尊属（民法 889 条 1 項 1 号）、兄弟姉妹、その代襲者（民法 889 条 1 項 2 号・2 項）は法定相続人である。

(2) 遺産分割協議は、全相続人を当事者として行われるべきであるから、戸籍上は法定相続人であるが、親子関係が否定されるために真正な相続人ではない者について、親子関係の存否を明らかにして遺産分割協議から排除し、当事者を明確化する必要がある。

(3) また、戸籍上は法定相続人であるが、親子関係が否定されるために真正な相続人ではない者がすでに被相続人の相続財産を取得した場合に、これを排除し、真正な相続人が財産を取り戻そうとすることがある。

この点、相続回復請求（民法 884 条）は、「いわゆる表見相続人が真正相続人の相続権を否定し相続の目的たる権利を侵害している場合に、真正相続人が自己の相続権を主張して表見相続人に対し侵害の排除を請求することにより、真正相続人に相続権を回復せよとしようとする」ものである（最判昭和 53 年 12 月 20 日民集 32 卷 9 号 1674 頁）。

4 国籍の取得

(1) 国籍取得の原因

出生の時点で、父または母が日本国民であれば、子は日本国籍を取得する（国籍法 2 条 1 号）。

(2) 母が日本国民である子

日本国民である母の子は、出生により母との間に法律上の親子関係が生じ、生来的に日本国籍を取得する（国籍法 2 条 1 号）。

(3) 父が日本国民である（母は日本国民ではない）子

ア 父母が法律上の婚姻関係にある場合

出生時点で日本国民である父の子なので、生来的に日本国籍を取得する（国籍法 2 条 1 号）。

イ 胎児認知

日本国民である父が胎児認知した子は、出生時に父との間に法律上の親子関係が生じ、国籍法 2 条 1 号により生来的に日本国籍を取

得する。

ウ 胎児認知を受けていない場合

法律上の婚姻関係にない日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した子で、父から胎児認知を受けていないものについては、父が認知した 18 歳未満の子は、届出の時に日本国籍を取得する（国籍法 3 条 1 項・2 項）⁸。

エ 裁判例は、血縁上の父子関係がないにもかかわらず、日本国民である男性により認知届がされた場合に、当該認知は当然に無効であり、認知した者と認知された者との間に法律上の親子関係を生じさせる効力を有しないとする（東京地判平成 30 年 7 月 24 日判タ 1471 号 94 頁）。

令和 4 年の国籍法改正後（令和 6 年 4 月 1 日施行）は、反対の事実があるときには、認知により子が日本国籍を取得する規定は適用されないことが明文化される（改正後の国籍法 3 条 3 項）。ここで、反対の事実があるときは、民法 786 条と同様、血縁上の父子関係がないことをいうと解される。

第 5 前提問題として親子関係の存否を審理判断することができるか

1 親子関係を否定する手続きの法的性質

最判令和 5 年が引用する最判昭和 50 年 9 月 30 日裁判集（民）116 号 115 頁は、共有持分権不存在確認請求事件において、戸籍上嫡出子として届けられているが、血縁上の親子関係（父子関係）がない事案において、「戸籍上嫡出子の届出がされている場合であつても、財産上の紛争に関する先決問題として、その訴訟において父子関係の不存在を審理確定することは妨げない」と判示し、前提問題として判断することができるとした。

最判令和 5 年は、上記第 2 のとおり、婚姻費用分担請求事件において、推定されない嫡出子の父子関係について、嫡出否認の訴えによることなく、前提問題として親子関係の存否を判断することができる判示した。

2 形成の訴えについて

推定される嫡出子についての嫡出否認の訴え、認知された子についての認知取消しの訴え、及び認知無効の訴えについて形成無効説に立つ場合は、これらの訴えの法的性質は形成の訴えであるとされる。

推定される嫡出子については、嫡出否認の訴えによるべきであり、親子関係不存在確認の訴えによって親子関係を否定することは不合法であるとされる（最判平成 26 年 7 月 17 日民集 68 卷 6 号 545 頁）。

そうすると、形成の訴えについては、前提問題として親子関係の存否を審理判断することはできないものと考えられる。

3 事実の確認をする訴えについて

(1) 親子関係不存在確認の訴えにおける親子関係の存否についての判断は形成的なものではなく、事実の確認をするに過ぎない。

よって、親子関係不存在確認の訴えによることができる場合については、前提問題として審理判断することができる。

(2) 母子関係について

母子関係については、親子関係を否定する場合、親子関係不存在確認の訴えによることになるから、前提問題として審理判断することができる。

(3) 親子関係不存在確認の訴え等により親子関係を否定する父子関係について

推定されない嫡出子、推定の及ばない子について、親子関係を否定する場合、親子関係不存在確認の訴えによることになるから、前提問題として審理判断することができる。

また、認知された子についての認知無効の訴えにおいて当然無効説に立つ場合にも、前提問題として審理判断することができる。

(4) もっとも、遺産分割審判において、前提問題として判断することができるとしても、訴訟で判断が覆された場合、前提問題としての親子関係についての判断には既判力が生じない（最決昭和 41 年 3 月 2 日民集 20 卷 3 号 360 頁）。そのため、前提問題として扱われた父子関係の存否と、別手続の親子関係不

存在確認の訴えにおける父子関係の存否の判断が異なった場合、後者が優先し、遺産分割審判が無効となったり、相続人ではない者が取得した相続財産についてあらためて遺産分割協議をする必要が生じたりする。このような事態を避けるために、相続人の範囲については別手続の訴訟等により確定されるべきであるとの考えがある⁹。

(5) 基本的な身分事項であり、多くの法律関係の基礎となる国籍の取得についても、別手続により既判力をもって確定されるのが適切な場合が多いと考える。

(6) これに対し、婚姻費用、養育費、子の監護等については、適時に司法判断がされる要請が大きいことから、親子関係の存否について前提問題として審理判断し、のちに訴訟等で判断が覆された場合には不当利得の問題として処理をすることが相当な場合があると考える。

第 6 まとめ

親子関係の存否が問題となった場合に、親子関係の存否を別手続で先に決しなければならぬか、別手続によることなく当該手続内で前提問題として審理判断することができるかは、基本的には、親子関係を否定する手続の法的性質が形成的なものか事実の確認であるかによって決せられる。しかし、実際の手続の選択においては、親子関係の存否を既判力をもって決定することが紛争の実質的な解決につながるか、親子関係の存否を前提問題として判断して養育費等の具体的な法律関係の実現をする要請があるか、仮に前提となる親子関係の存否について判断が覆った場合に適正な法律関係を回復することができるか等を勘案して検討することが適切であると考え

以上

¹ 代理懐胎には、妻が卵巣と子宮を摘出した

等により、妻の卵子が使用できず、かつ妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して妻の代わりに妊娠・出産してもらう代理母（サロゲートマザー）と、夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に入れて、妻の代わりに妊娠・出産してもらう借り腹（ホストマザー）の2種類が存在する。両者の共通点は、子を欲する夫婦の妻以外の第三者に妊娠・出産を代わって行わせることにある。

（厚生科学審議会生殖補助医療部会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」平成15年4月28日（2003））

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/04/s0428-5a.html#1-1>

² 法務省「民法等の一部を改正する法律について」令和5年1月13日（2023）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html

³ 戸根住夫「嫡出否認、父子関係不存在確認の適正裁判手続き」判タ1444号26頁（2018）

⁴ 常岡史子「ライブラリ 今日法律学=8 家族法」136頁（新世社、初版、2020）

⁵ 前掲常岡143頁

⁶ 前掲常岡144頁

⁷ 荒井九州雄「認知の無効と取消」211頁 野田愛子・梶村太一編「新家族法実務体系②親族Ⅱ」（新日本法規、2008）

⁸ 平成20年国籍法改正前に、国籍取得の要件として父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得したことを必要としていた点が憲法14条1項に違反するとした判例として、最大判平成20年6月4日裁判集（民）228号1010頁がある。

⁹ 東京家庭裁判所家事第5部編著「特集 遺産分割事件処理の実情と課題 第3章 遺産分割事件処理上の課題1 前提問題に争いのある事件への対応」判タ1137号77頁（2004）